

# 中近世移行期畿内近国村落における売券の書札体化について — 近江国・和泉国の事例を中心に —

藺部 寿樹

## はじめに

筆者は昨年、丹波国山国荘内の村落上層である井本家・江口家・河原林家の所蔵文書を素材にして、中近世移行期村落における売券の書札体化について論じた（以下、旧稿と称す）<sup>(1)</sup>。その結果、いずれも売券本文中と奥または奥上とに売券の受取人の名前を記す「半書札体」の時期を経て、一七世紀の一〇〇年間に境目として、売券が奥・奥上のみに宛名として受取人の名前を記す「書札体」となることが判明した。売券書札体化の背景には、往来物（書札・書状）を素材とする識字教育の普及があった。また売買契約の保証が村落集団から庄屋個人に担保されるような、売買行為の私的契約化の進行が、さらに売券の書札体化を後押ししていた。

表1 井戸村家文書売券一覧

番号	和暦年月日	西暦	文書名	文書番号	差出	受取	受取人様式	敬称	書出文言
1	康安2年9月17日	1279	性光・長俊連署田地永代売券	1	性光（花押）・長俊（花押）	（本文）今井雲西御房	宛名は本文中のみ	有	沽却私領田地新放券文事
2	貞治4年2月28日	1365	妙観島地永代売券	2	妙観（花押）	（本文）今井雲西御房	宛名は本文中のみ	有	沽却私領島事
3	永徳2年1月11日	1382	左衛門四郎田地永代売券	3	左衛門四郎（花押）	（本文）加田浄善房	宛名は本文中のみ	無	売渡進私領田地新放券文事
4	応永8年11月10日	1401	尼某・子連署島地永代売券	4	尼「」・子「」	（本文）「」	宛名は本文中のみ（欠字）	不明	沽却進私領島下地事

本稿では、この売券の書札体化が、同じく畿内近国の近江国と畿内の和泉国で、どのように進行するのかを考察するものである。素材としては、近江国の井戸村家文書と和泉国の中家文書を扱う。井戸村家も中家も研究史上、著名な小領主の家柄である。小領主は地侍や土豪を指す研究用語<sup>(2)</sup>で、丹波国山国荘の井本家・江口家・河原林家と同様に、中世村落の上層に位置する中間層である。

## 一 近江国の売券

まず、近江国の井戸村家文書における売券の書札体化についてみていく。表1は、『史料纂集 古文書編 井戸村家文書』第一・第二<sup>(3)</sup>に掲載された同家の売券全一一五通を、文書様式に注目してまとめたものである。

21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6	5
文明4年2月日	文正1年3月23日	長祿4年12月3日	長祿3年11月30日	康正3年4月26日	享徳2年11月日	宝徳4年5月2日	宝徳3年6月18日	文安5年10月22日	文安4年3月5日	文安4年閏2月5日	永享12年11月4日	応永22年11月18日	応永22年3月28日	応永20年12月17日	応永19年12月19日	応永17年2月18日
1472	1466	1460	1459	1457	1453	1452	1451	1448	1447	1447	1440	1415	1415	1413	1412	1410
ゑんしん房・東方公文深藤・同子清宗連署下地永代売券	河井成祢田地永代売券	浜四郎衛門嫡女イノコ・淵守五郎衛門連署田地永代売券	宝憧運海田地永代売券	道乗・景等連署畠地永代売券	三郎二郎・三郎衛門・了慶連署畠地永代売券	長沢村正覚畠地永代売券	北走猷恵・次吉・衛門連署寺田職永代売券	龍江寺けんさん田地永代売券	堀部河上妙性・与随連署田地永代売券	堀部河上妙性・与随連署田地永代売券	惣持庵善信畠地永代売券	今井新藤原清連田地永代売券	今井大南藤吉田地永代売券	小野南谷信継田地永代売券	岩脇法明・秀久連署田地永代売券	横田定明居屋敷永代売券
26	24	22	21	20	19	18	16	15	14	13	12	9	8	7	6	5
うり主ゑんしんほふ(花押) ・東方公文深藤(花押) ・同子清宗(花押)	河井入道成祢(花押)	浜四郎衛門嫡女イノコ(略押) ・淵守五郎衛門(花押)	宝憧運海(花押)	道乗(花押) ・景等(花押)	三郎二郎(花押) ・三郎衛門(花押) ・了慶(花押)	長沢村正覚(花押)	衛門(花押) ・北走猷恵(花押) ・次吉(花押)	りうかう寺けんさん(花押)	堀部河上妙性(花押) ・与随(花押)	堀部河上妙性(花押) ・与随(花押)	惣持庵善信(花押)	今井新藤原清連(花押)	今井大南藤吉(花押)	信継(花押)	秀久(花押) ・法明(花押)	□□横田定明(花押)
りやう一の房 (本文) ちやうとく寺	(本文) 井戸村備後守殿	(本文) 井戸村彈正殿	(本文) 妙處	(本文) 谷殿	(本文) 井戸村備後殿	(本文) 井戸村備後殿	(本文) 井戸村備後守殿	(本文) 擦消加筆「井戸村備後守」	(本文) 「」	(本文) 井戸村備後殿	(本文) 井戸村備後守殿	(本文) 「」	(本文) □□□(見せ消ち)	(本文) 明訓御房	(本文) 合寿	(本文) 想阿
宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(後筆)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(後筆)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(後筆)	宛名は本文中のみ(擦消加筆)	宛名は本文中のみ(欠字中)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(見せ消ちで抹消)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ
無	不明	有	無	有	不明	有	不明	不明	不明	有	有	不明	不明	有	無	無
□(う)り渡申下地之事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領田地之事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領田地放券文事	売渡進私領畠地之事	沽却進私領畠新放券文之事	売渡申寺田職之内	売渡新放券文事	売渡進私領田地新放券「」	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領畠地之事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領田地新放券文之事	売渡進私領田地新放券文之事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進居屋敷之事

38	37	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27	26	25	24	23	22	
文禄5年5月□□	天正5年12月26日	元龜3年1月18日	天文18年12月19日	永正9年11月21日	永正7年3月日	明心10年2月15日	明心10年2月15日	明心9年6月19日	明心7年12月日	明心5年4月17日	明心4年3月日	明心4年2月日	明心2年11月日	文明18年4月日	文明13年5月3日	文明6年4月11日	
1596	1577	1572	1549	1512	1510	1501	1501	1500	1498	1496	1495	1495	1493	1486	1481	1474	
岩脇刑部次郎田地永代売券	井戸村光慶田地一職永代売券	井戸村光慶・同□宝連署田地一職永代売券	中左近田地永代売券	顔戸忠俊田地永代売券	納所唯阿・同蓮阿・持阿連署田地永代売券写	柏淵兵衛五郎永代売券	鳥居左近田地永代売券	慶覚田地永代売券	今井家継田地永代売券	北走井大善坊慶詮田地永代売券	不動坊円清田地永代売券	岩脇北林高秀田地永代売券	岩脇向鶴丸・周忠連署田地永代売券	岩脇慶理・同孫左衛門連署永代売券	下坂浜祖印・源六兵衛連署田地永代売券	ヒチ信島地永代売券	
57	51	50	47	44	43	41	40	39	38	37	36	35	33	32	29	28	
売主岩脇形(刑)部次郎(略押)	売主井戸村左京亮光慶(花押)	井戸村左京亮光慶(花押)・同□宝(花押)	売主箕浦ノ中左近(略押)	額(顔)戸次郎左衛門尉忠俊(花押)	納所唯阿判・同蓮阿判・持阿判	柏淵兵衛(花押)	鳥居左近(花押)	慶覚(花押)	今井藤左衛門尉家継(花押)	北走井大善坊慶詮(花押)	売主不動坊円清(花押)	岩脇北林高秀(花押)	岩脇向鶴丸(略押)・周忠(花押)	脇孫左衛門(花押)	けいり(慶理)(花押)・岩脇左衛門(花押)	下坂浜仏心寺祖印(花押)・源六兵衛(花押)	売渡主ヒチ信(花押)
不明(記載なし)	不明(記載なし)	不明(記載なし)	(本文)「」	(本文)「」裏書に「永正 井戸」とあり	(本文)「」	(本文)「」	(本文)(異筆)「公文殿」	(本文)「」	(本文)「」	(本文)井戸村殿	(本文)「」	不明(記載なし)	(本文)「」	(本文)「」	(本文)井戸村備後殿	(本文)「」	
不明(記載なし)	不明(記載なし)	不明(記載なし)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(異筆)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(欠字)	不明(記載なし)	宛名は本文中のみ(欠字)	宛名は本文中のみ(欠字中)	宛名は本文中のみ	宛名は本文中のみ(欠字)	
不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	有	不明	不明	不明	不明	有	不明	
永代売渡進私領田地新放券文事	永代売渡申寄職之事	永代売渡申寄職之事	永代売渡申私領田地新放券文事	永代売渡進私領田地新放券文之事	永代売渡申私領田地新放券文事	新放券文事	売渡進私領田地新放券文之事	永代沽却申私領田地新放券文事	沽却進私領田地新放券文事	売渡進私領田地新放券文之事	売渡申私領田地新放券文事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領田地新放券文事	売渡進私領田地新放券文之事	売渡私領田地新放券文之事	「」私領田地新放券文事	

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	43	42	41	40	39
寛永16年4月8日	寛永3年11月3日	元和8年11月29日	元和4年2月8日	元和3年12月28日	元和3年12月27日	元和3年3月2日	元和3年3月2日	元和3年3月2日	元和3年3月2日	元和3年2月18日	元和2年12月15日	元和1年2月28日	慶長18年3月19日	慶長17年12月30日	慶長13年12月26日
1639	1626	1622	1618	1617	1617	1617	1617	1617	1617	1617	1616	1615	1613	1612	1608
井戸村忠清・同巳之介連署屋敷年季売券写	井戸村忠清屋敷年季売券写	井戸村忠清屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村政俊屋敷本物返売券写	井戸村平兵衛河原本物返売券写	井戸村秀成屋敷本物返売券	井戸村秀成畠本物返売券	井戸村秀成屋敷本物返売券写
99	80	77	76	75	74	73	72	71	70	69	68	67	66	65	63
井戸村玄祐印・同子巳之介	井戸村玄祐忠清判	井戸村玄祐忠清判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	井戸村平兵衛政俊判	平兵へ在判	井戸村平兵へ(花押)	井戸村平兵へ(花押)	井平兵へ秀也在判
印 まいる	(奥上) 竹屋彦兵衛へまいる	(奥上) 孫六へまいる	(奥上) 介七まいる	(奥上) こうしや(麴屋カ)まいる	(奥上) 五郎作所へまいる	(奥上) 又右衛門所へ遣あと書	(奥上) 孫太郎へ遣候	不明(記載なし)。月日の後に「まいる」の記載あり	(奥上) 孫太郎まいる	(奥上) 又八まいる、こ、こ此おして有	(奥上) とだ又五郎遣之	(奥上) 才藏カおや(親)ノ又右衛門所へ	不明(記載なし)	(奥上) 又五郎こけ(後家)へ	不明(記載なし)
書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	不明(記載なし)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	不明(記載なし)
無	無	無	無	無	無	無	無	不明	無	無	無	不明	不明	不明	不明
年季売渡申屋敷之事	年季切二うり申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事	まどわかし申屋敷之事

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
天和1年12月20日	延宝7年3月19日	延宝7年3月19日	延宝7年3月19日	延宝7年3月7日	延宝7年3月7日	万治2年10月20日	明暦3年7月17日	明暦2年11月20日	寛永20年12月27日	承応2年10月15日	慶安4年10月2日	寛永20年12月27日	寛永16年10月7日	寛永16年10月6日	寛永16年10月6日
1681	1679	1679	1679	1679	1679	1659	1657	1656	1654	1653	1651	1643	1639	1639	1639
井戸村信澄田地永代売券写	井戸村信澄・同秀広連署 屋敷永代売券写	井戸村信澄・同秀広連署屋敷 永代売券写	井戸村信澄・同秀広連署 屋敷永代売券写	井戸村信澄・同秀広連署屋敷 永代売券写	井戸村信澄・同秀広連署 屋敷永代売券写	岩脇村孫作山永代売券写	箕浦村喜右衛門田地永代売券 写	岩脇村孫作山永代売券写	箕浦村喜右衛門田地永代売券 写	沢村権左衛門田地永代売券写	川口茂右衛門・吉右衛門連署 田地永代売券写	箕浦村喜右衛門田地永代売券 写	井戸村忠清・同巳之介連署屋 敷年季売券写	井戸村忠清・同巳之介連署屋 敷年季売券写	井戸村忠清屋敷年季売券写
134	131	129	128	132	130	115	114	113	110	109	107	105	103	101	100
脇村西右衛門 うり主井戸村三郎右衛門 証人岩脇七右衛門・同岩 脇村西右衛門	井戸村三郎右衛門・同三四 郎・使兵左衛門	井戸村三郎右衛門・同三四 郎・使兵左衛門	井戸村三郎右衛門・同三四 郎・使兵左衛門	井戸村三郎右衛門・同三四 郎・使兵左衛門	井戸村三郎右衛門・同 三四郎・使兵左衛門	売主岩脇村孫作印・同村口 入藤蔵印	箕浦村売主喜右衛門印・証人 (沢村)権左衛門印	売主岩脇村孫作(略押影)	売主喜右衛門判	沢村権左衛門判・使藤八判	右衛門判・証人又四郎判	売主喜右衛門判	井戸村玄祐印・同子巳之介 印	井戸村玄祐・同子巳之介	井戸村玄祐・此書て(手) (沢田)兵左衛門
(奥) 岩脇村孫十郎へ遣	(奥) 沢村加右衛門殿まい る	(奥) 沢村伝三郎殿まい る	(奥) 沢村伝三郎殿まい る	(奥) 沢村平三郎殿まい る	(奥) あらけ権左衛門殿 まいる	(奥上) 井戸村三郎右衛 門殿まいる	(奥上) 伊(井)戸村三 郎右衛門殿まいる	(奥上) 箕浦井戸村三郎 右衛門殿まいる	(奥上) (沢村)権左衛門殿 まいる・五郎兵衛殿まい る	(奥上) 井戸村三郎右衛 門様御内六蔵との参る	(奥上) 伊(井)戸村三 郎右衛門殿まいる	(奥上) 沢村権左衛門殿 まいる	(奥上) 藤左衛門へまい る	(奥上) 久五郎まい る	(奥上) 藤左衛門まい る
書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)
無	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無	無	無
永代売渡田地之 事	永代売渡居屋敷 之事	永代売渡居屋敷 之事	永代売渡居屋敷 之事	永代売渡居屋敷 之事	永代売渡居屋 敷之事	永代売渡進私 領山之事	永代売渡進私領 田地之事	永代売渡山之事	永代売渡シ進私 領田地之事	永代売渡申田 地之事	永代売渡進田地 之事	永代売渡進田地 之事	年季売渡申屋敷 之事	年季二売渡申屋 敷之事	年季二売渡申屋 敷之事

82	81	80	79	78	77	76	75	74	73	72	71
宝永7年12月	宝永7年12月	宝永7年12月	宝永7年12月	宝永7年12月	宝永7年12月	宝永7年12月	宝永5年1月16日	元禄17年2月20日	元禄12年12月29日	元禄2年12月11日	貞享5年7月10日
1710	1710	1710	1710	1710	1710	1710	1708	1704	1699	1689	1688
井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村秀広田地永代売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	彦一田地永代売券写	常喜村加藤津右衛門田地屋敷永代売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	井戸村信久質物田地売券写	井戸村正等田畑菰川原永代売券写
178	177	176	175	174	173	172	167	164	156	142	141
箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同所証人平左衛門印	箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同村庄や九太夫印・同村証人平左衛門印	箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同村庄や九太夫印・証人平左衛門印	箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同村庄や九太夫印・請人平左衛門印	箕浦村売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同村庄や九太夫印・同村証人平左衛門印	箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同所証人平左衛門印	箕浦村田地売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同所証人平左衛門印	うり主彦一判・証人次郎右衛門印	常喜村(加藤)津右衛門・悴九郎左衛門印・庄や孫右衛門印	箕浦村うり主三郎右衛門印・証人庄や佐十郎印・同横目二郎右衛門印	箕浦村うり主井戸村平兵衛信久判・庄や佐十郎印・横目治郎右衛門印	居戸(井戸村)正等、証人七右衛門・庄屋弥左右衛門・証人孫右衛門
(奥上) 仁兵衛殿	(奥上) 五郎兵衛殿	(奥上) 兵介殿	(奥上) 加右衛門殿	(奥上) 治兵衛殿	(奥上) 次郎左衛門殿	(奥上) 五兵衛殿	(奥上) 岩木(脇)村七右衛門様	(奥上) 惣兵衛殿	(奥上) 田地買主又右衛門殿	(奥上) 沢村権左衛門殿へ	(奥上) 岩淵村庄右衛門
書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	無
○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物田地之事	永代売渡進作職田地之事	永代売渡し申田地屋敷之事	本物返しニ売渡申田地之事	売渡申質物田地之事	永代売渡申田畑菰川原之事

95	94	93	92	91	90	89	88	87	86	85	84	83	
宝曆12年3月	宝曆9年2月	宝曆6年2月	宝曆6年1月	宝曆2年3月20日	享保11年12月11日	享保11年1月	正徳6年6月9日	正徳6年5月19日	正徳6年5月19日	宝永8年4月10日	宝永7年12月20日	宝永7年12月	
1762	1759	1756	1756	1752	1726	1726	1716	1716	1716	1711	1710	1710	
次郎右衛門田畑永代売券写	九右衛門畑地永代売券写	九右衛門畑地永代売券写	次郎右衛門田畑永代売券写	所平田地売券写	箕浦村甚四郎田畑永代売券写	井戸村秀広屋敷売券写	井戸村秀広屋敷地永代売券写	井戸村秀広屋敷地永代売券写	井戸村秀広屋敷地永代売券写	越石半兵衛田地本物返売券写	越石半兵衛田地本物返売券写	井戸村秀広田地本物返売券写	
288	326	327	328	324	203	196	187	186	185	182	180	179	
箕浦村庄や次左衛門印	売主次郎右衛門印・証人喜十郎印・庄や三郎兵衛印西	太夫印・庄や三郎兵衛	売主九右衛門印・証人林介印・庄や三郎兵衛	売主九右衛門印・証人林介印・庄や三郎兵衛	売主所平印・証人五郎太夫印・庄や林介印	箕浦村うり主甚四郎印・証人平四郎印・庄や加右衛門印・横目小右衛門印	箕浦村売主三郎右衛門印・庄や喜十郎・横目小右衛門・証人兵左衛門	坂田郡箕浦村うり主三郎右衛門・証人庄屋喜十郎・同横目小右衛門	坂田郡箕浦村うり主三郎右衛門・証人庄や喜十郎・同横目小右衛門	坂田郡うり主三郎右衛門・証人庄や喜十郎・同横目小右衛門	箕浦売主越石半兵衛印・同村庄や九太夫印	箕浦村売主越石半兵衛印・証人兵左衛門印・同断兵介印・村ノ庄や九太夫印	箕浦売主伊(井)戸村三郎右衛門印・同村庄や九太夫印・同村証人兵介印
(奥上) 善十郎殿	(奥上) 殿参	(奥上) 善十郎殿	(奥上) 善十郎殿	(奥上) 善十郎殿	(奥上) 八郎右衛門殿	(奥上) 同村平四郎殿	(奥上) 買主長二郎方へ	(奥上) 武介殿	(奥上) 善太郎殿	(奥上) 同村兵介殿	(奥上) 新庄村田中伝太夫殿	(奥上) 平左衛門殿	
書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	
○売渡申田畑之事	○売渡申畑之事	○売渡申畑之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田畑之事	○売渡申居屋敷之事	○永代売渡申屋敷地之事	○永代売渡申屋敷地之事	○永代売渡申屋敷地之事	○売渡申本物田地之事	○売渡申本物返し田地証文之事	○売渡申本物田地之事	

112	111	110	109	108	107	106	105	104	103	102	101	100	99	98	97	96
安永2年2月	(安永2年) 月日	明和9年3月	明和9年3月	明和9年3月	明和9年3月	明和9年	明和9年1月	明和7年11月	明和7年11月	明和6年12月	明和5年12月	明和5年11月	明和4年2月	明和2年3月	明和1年12月	明和1年12月
1772	(1772)	1772	1772	1772	1772	1772	1772	1770	1770	1769	1768	1768	1767	1765	1764	1764
半左衛門田地永代売券写	六右衛門田地永代売券写	甚兵衛屋敷永代売券写	利介田地永代売券写	利介田地永代売券写	利介田地永代売券写	九右衛門田地永代売券写	利介畑地永代売券写	市郎右衛門田地売券写	市郎右衛門田地売券写	市郎右衛門田地売券写	甚兵衛屋敷永代売券写	五郎太夫畑地売券写	喜十郎屋敷売券写	左七田地売券写	五郎太夫田畑売券写	五郎太夫田畑売券写
304	303	325	302	301	300	299	298	297	296	295	294	293	292	290	329	289
衛印・庄や藤介印	売主半左衛門印・証人治兵衛印	売主利介印・証人伊兵衛印・庄や藤介印	売主利介印・証人伊兵衛印・庄や藤介印	売主利介印・証人伊兵衛印・庄や藤介印	売主利介印・証人伊兵衛印・庄や藤介印	売主九右衛門印・証人軍右衛門・同六右衛門印・庄や藤介	売主利介印・証人伊兵衛印・庄や藤介印	売主市郎右衛門印・証人利左衛門印・庄や三郎兵衛印	売主市郎右衛門印・証人利左衛門印・庄や三郎兵衛印	売主市郎右衛門印・証人利左衛門印・庄や三郎兵衛印	売主甚兵衛印・証人権兵衛印・庄や三郎兵衛印	右衛門印・庄や三郎兵衛印	売主喜十郎印・証人九郎左衛門印・庄や三郎兵衛印	売主左七印・証人林介印・庄や三郎兵衛印	売主五郎太夫印・証人林介印・庄や三郎兵衛印	売主五郎太夫印・証人林介印・庄や三郎兵衛印
殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿	殿
(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 惣兵衛	(奥上) (井戸村) 惣兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 惣兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 惣兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛	(奥上) (井戸村) 宗兵衛
書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事	事
○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○永代売渡申田地之事	○売渡申畑之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○売渡申田地之事	○永代売渡申屋敷之事	○売渡申畑地之事	○売渡申屋敷之事	○売渡申田地之事	○売渡申田畑之事	○売渡申田畑之事

115	天明1年11月	1781	三右衛門屋敷永代売券写	307	衛門印・庄や藤介印	殿	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	有	○永代売渡申屋敷之事
114	安永2年2月	1772	久左衛門田地永代売券写	306	印・庄や藤介印	殿	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	有	○売渡申田地之事
113	安永2年2月	1772	孫介田地永代売券写	305	庄や藤介印	殿	書札体(受取人記載は奥上の宛名のみ)	有	○売渡申田地之事

(注) 出典…『史料纂集 古文書編 井戸村家文書』第一・第二(八木書店、2020年)。

表1に基づいて、井戸村家売券の様式内容の時代的な分布状況をまとめたのが、表2である。井戸村家売券の総数一一五通のうち、三五・五〇・五一・五七・六三・六六・七一号文書の七通には受取人の記載が全くみられないので、表2には組み込まなかった。そのため、表2における売券の総数は一〇八通となる。

また井戸村家売券には①半書札体のもの、②書札体で宛名が奥にある

表2 井戸村家売券の内容分布

16世紀後半	16世紀前半	15世紀後半	15世紀前半	14世紀後半	14世紀前半	13世紀後半	本文中宛名		書札体(宛名は奥上)		各時期の 文書総数
							敬称なし	敬称あり	敬称なし	敬称あり	
		21・26 【2】	5・6 【2】	3 【1】							【0】
			18・20・22・29・37 【5】	7・12・13 【3】	2 【1】	1 【1】					【5】
			40・41・43・44・47 【5】	4・8・9・14・15 【5】							【16】
											【10】
											【2】
											【0】
											【1】

もの、③書札体で敬称が不明のものは、それぞれ一通もない。そこで、表2からこれらの項目を省いた。

各区分ごとの 文書総数	18世紀後半	18世紀前半	17世紀後半	17世紀前半
[5]				
[10]				
[19]				
[18]			134 141 [2]	[16] 75 65 76 67 77 68 80 69 99 70 100 72 101 73 103 74
[56]	307 300 292 324 [25] 301 293 328 302 294 327 325 295 326 303 296 288 304 297 289 305 298 329 306 299 290	203 178 164 [17] 179 167 180 172 182 173 185 174 186 175 187 176 196 177	128 107 129 109 131 110 142 113 156 114 [13] 115 130 132	105 [1]
[108]	[25]	[17]	[15]	[17]

(注1) 文書番号の出典：『史料纂集 古文書編 井戸村家文書』第一・第二（八木書店、2020年）。なお35・50・51・57・63・66・71号文書の7通は受取人の記載が全くみられないので、本表には組み込まなかった。

(注2) 宛名が不明・後筆・異筆のものは、「敬称不明」とした。

(注3) 内の数字は、当該期における同条件の売券の合計数である。

(注4) 井戸村家文書の売券には、①半書札体のもの、②書札体で宛名が奥にあるもの、ならびに③書札体で敬称が不明のものはそれぞれ1通もないので、本表からこれらの項目を省いた。

そこで表2を検討すると、一三世紀後半から一六世紀前半までの売券すべてが、本文中に受取人が記載される従来型の様式のものばかりであることが分かる。

### 敬称がある従来型売券の意味

このうち敬称不明のものというのは、本文中に受取人の記載があると推定されるものの、その場所が空欄であったり後筆や加筆されたものであったりするものを示す。これが一九通ある。

一方、敬称なしは五通、敬称ありは一〇通と、緩やかであるが敬称を

付ける傾向が強まっているように思われる。敬称は書札にほぼ必須のものであるから、本文中とはいえ受取人に敬称を付けるのは書札体へ移行する胎動を示すものと評価したい。

その後、一六世紀後半には一通も売券は残存していない。

そして一七世紀に入ると、本文中の受取人記載は消え去り、すべての売券が書札体となる。ただし一七世紀前半ではほとんどの売券に敬称はなく、同世紀後半から敬称付きのものが過半となり、一八世紀ではすべての売券が敬称付きの書札体となる。

### 井戸村家売券の書札体化

ここで、一七世紀に初めてみえる書札体（敬称なし）売券の全文を紹介しておく。

史料1 一六一二（慶長一七）年井戸村平兵衛秀成畠地本物返売券（井戸村家文書六五号、表1の四〇番）（※端裏書は省略）

まとはかし申畠之事（※所在地・四至など省略）

右之畠、直要用ある二より、能米六斗五升二、拾五年二まとわかしか

申処実正也、然八年き過候ハ、右之本物かへし、此方より作すへ

き者也、仍為後日状如件

子ノ 慶長十七年十二月卅日 井戸村平兵衛へ  
（花押）

又五郎こけへ

「まとわかしか」という書出文言は珍しいが、本文の内容からみて「本物返」を意味しているのであろう。この畠は井戸村平兵衛秀成が又五郎家へ本物返の特約付きで売ったが、後年、井戸村家が本物を又五郎家へ返して畠を取り戻したために、井戸村家文書として伝来したと思われる。

### 売券と借用状

このように一七世紀を境に売券が書札体となる点では、丹波国山国荘諸家の事例と同様の推移をたどっている。その一方で、半書札体の売券が一通もないのが、井戸村家文書売券の特徴である。このことをどう考えればよいのだろうか。そこで注目したいのが、表3である。

表3 井戸村家文書借用状一覧

番号	和暦年月日	西暦	文書名	文書番号	差出	受取	受取人様式	敬称	書出文言
1	文禄4年7月9日	1595	細江村久左衛門・孫三郎連署米借用状	56	細江村久左衛門（花押）・孫三郎	（奥上）いとむら（井戸村）小二郎さま参	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	有	借用申候御米之事
2	慶長3年2月10日	1598	長浜中魚屋町平左衛門銀子預り状	58	長浜中うをや町平左衛門（花押）	不明（記載なし）	不明（記載なし）	不明	預り申銀子之事
3	慶長5年7月9日	1600	助兵衛等連署米借用状	60	助兵衛（花押）、市兵衛（花押）、彦作（花押）、理兵衛（花押）二郎左衛門（花押）	（奥上）平兵衛様まいる	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	有	借用申米之事
4	寛永6年2月28日	1629	箕浦村又十郎等屋敷預り状写	94	坂田郡箕浦村柳原又十郎印・代久七印・右衛門太郎後家・久三郎後家・代彦一郎印	（奥上）井戸村喜吉様まいる	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	有	指上申一札之事
5	寛永6年閏2月26日	1629	西丁二郎三郎屋敷預り状写	84	坂田郡箕浦村西丁二郎三郎判・請人藤左衛門判	（奥上）井戸村喜吉様まいる	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	有	指上申一札之事
6	寛永14年9月21日	1637	与吉河原預り状写	96	預り主与吉印・請人市右衛門印・庄や左近兵衛印・岡田半兵衛印	（奥上）井戸村彦四郎殿	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	有	預り申河原之事

(注)出典：『史料纂集・古文書編 井戸村家文書』第一・第二（八木書店、2020年）。

20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	
安永6年12月	安永2年5月22日	享保9年11月7日	享保9年7月22日	享保3年12月28日	正徳5年2月29日	宝永7年1月1日	延宝6年8月18日	延宝5年閏12月23日	延宝5年閏12月22日	寛文11年1月19日	寛文11年1月19日	寛永21年8月22日	寛永16年1月20日	
1777	1773	1724	1724	1718	1715	1711	1678	1677	1677	1671	1671	1644	1639	
岩脇村三太夫金子借用状写	岩脇村三太夫金子借用状写	即成院講銀預り状写	遠藤萬清銀子借用状写	井戸村秀広銀子借用状写	井戸村秀広銀子預り状写	越石半兵衛銀子借用状写	片岡一郎兵衛銀子借用状写	彦作等連署田地預り状写	茂右衛門等連署田地預り状写	箕浦村彦作田地預り状写	茂右衛門田地預り状写	又兵衛金子預り状写	善四郎屋敷預り状写	
309	308	195	223	189	183	181	133	126	125	119	118	106	98	
源右衛門印・庄屋惣十郎印	岩脇村借主三太夫印・証人源右衛門印・庄屋惣十郎印	借主岩脇村三太夫印・証人源右衛門印・同断甚内印・庄屋太郎兵衛印	預り主即成院印・証人専空印	西郷藤左衛門内遠藤喜左衛門萬清判	井戸村三郎右衛門印・弥左衛門印	伊（井）戸村三郎右衛門印	箕浦村う（か）り主越石半兵衛印・証人川口藤介印	片岡一郎兵衛判	箕浦村彦作・同仁左・は、判・庄や市郎右衛門印・久太郎印	預り主茂右衛門判・久助判・市郎右衛門判・久太郎判・彦三郎判・喜右衛門判	彦作・証人	茂右衛門・証人五郎太夫・常三郎・右衛門	預り主又兵衛印・証人（沢村）権左衛門印・同兵左衛門印	預り主善四郎印・御託言人親甚兵へ印
衛殿	（奥上）箕浦村井戸村惣兵衛殿	（奥上）藤右衛門殿	（奥上）三郎右衛門殿御口入	（奥上）西山弥左衛門殿	（奥上）西山弥左衛門殿	（奥上）新庄村田中伝太夫殿	（奥上）井戸村三郎右衛門殿	（奥上）井戸村三郎右衛門殿	（奥上）井戸村三郎右衛門殿	（奥上）井戸村三郎右衛門殿	（奥上）井戸村平吉様・同半右衛門様	（奥上）井戸村半右衛門様・同平吉様	（奥上）進上井戸村半右衛門様	不明（記載なし）
書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	不明（記載なし）
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	不明	
○借用申金子之事	○借用申銀子之事	○預り申講銀之事	○証文	○借用申銀子之事	○預り申銀子之事	○借用申銀子之事	○借用申銀子之事	指上申手形之事	指上申手形之事	指上申手形之事 指上申手形之事 事（文面、右 （118号）同 断故略之）	指上申手形之事	預り申金子之事	預り申御屋敷付 而一札之事	



16世紀前半	15世紀後半
	12 611 209 183 82 612 350 184 98 619 610 208 148 33、35、38
	484 388 385 260 80 69 16 458 386 381 86 70 483 387 384 169 74
40 320 253 229 197 180 174 165 117 110 54 374 254 232 213 182 177 166 128 111 105 452 269 234 214 185 178 167 142 113 106 558 317 235 226 189 179 173 162 114 107	50、41、32、24、16 52、43、34、25、17 18、44、39、27、20、 49、40、28、22
506 434 251 175 152 137 134 127 96 60 55 31 436 295 201 155 141 135 131 100 61 57 438 373b 217 158 146 136 133 112 92 58	23 1
606 576 564 530 422 409 358 342 319 299 290 277 266 245 241 231 195 160 101 65 77 577 569 531 423 419 359 344 329 301 296 281 267 257 242 236 218 171 102 68 583 572 559 433 420 360 351 336 312 297 282 270 261 243 239 227 172 149 78 601 575 561 435 421 365 357 337 313 298 283 275 265 244 240 228 194 154 79	
510 498 487 471 459 446 428 412 398 382 369 353 335 323 304 285 262 237 211 157 130 103 62 511 499 488 472 460 447 429 413 399 383 370 354 338 324 305 286 263 238 212 159 138 108 71 512 500 489 473 461 448 430 414 400 389 371 355 339 325 306 287 264 247 215 161 139 109 72 513 501 490 474 462 449 431 415 401 390 372 356 340 326 307 288 268 248 219 164 140 115 73 514 502 491 475 463 450 439 416 402 391 373a 361 343 327 308 289 271 249 220 168 143 116 77 515 503 492 476 465 451 440 417 403 392 375 362 345 328 309 291 272 250 222 176 145 118 81 516 504 493 477 466 453 441 418 405 393 376 363 346 330 310 292 274 252 223 188 147 119 84 517 505 494 478 467 454 442 424 406 394 377 364 347 331 311 294 276 255 224 205 150 124 88 518 507 495 479 468 455 443 425 407 395 378 366 348 332 318 300 278 256 225 206 151 125 89 519 508 496 480 469 456 444 426 408 396 379 367 349 333 321 302 279 258 230 207 153 126 90 520 509 497 482 470 457 445 427 410 397 380 368 352 334 322 303 284 259 233 210 156 129 91	
	437 280 93 7 293 94 314 163 36 18、19、21
	48 1
	9 97 76 64 123 87 66 273 95 67 46、51
	21 585 486 199 187 83 541 204 190 85 547 246 192 99 570 464 193 120 584 485 198 186 47 1
581	30

17世紀前半	16世紀後半	
		713 【1】
		663 【1】
		662 678 【2】
k78 k79 k80 k88 k98 k102 k112 【7】	k53 820 809 795 777 760 749 735 719 702 687 673 660 k26 810 798 778 761 750 736 720 703 689 674 661 k38 811 799 779 762 751 737 722 704 690 675 664 k45 812 800 780 763 752 738 723 706 691 677 665 k46 813 801 782 764 753 739 724 707 693 679 666 k47 814 803 784 765 754 740 726 708 695 680 667 k48 815 804 785 766 755 743 727 709 696 681 668 k49 816 805 786 769 756 744 728 710 697 682 669 k50 817 806 787 773 757 745 729 711 698 683 670 k51 818 807 791 775 758 746 730 712 699 685 671 k52 819 808 793 776 759 747 731 715 700 686 672	655 644 633 622 607 594 580 562 548 535 521 656 645 634 623 608 595 581 563 549 536 522 657 646 635 624 609 596 582 565 550 537 523 658 647 636 625 613 597 586 566 551 538 524 659 648 637 626 614 598 587 567 552 539 525 368 649 638 627 615 599 588 568 553 540 526 650 639 628 616 600 589 571 554 542 527 651 640 629 617 602 590 573 555 543 529 652 641 630 618 603 591 574 556 544 532 653 642 631 620 604 592 578 557 545 533 654 643 632 621 605 593 579 560 546 534
k74 k69 k63 k58 k75 k70 k65 k59 k76 k71 k66 k60 k77 k72 k67 k61 k81 k73 k68 k62 【49】	【30】 k44 k37 k32 k27 732 692 k54 k40 k33 k28 742 694 k55 k41 k34 k29 748 716 k56 k42 k35 k30 792 717 k57 k43 k36 k31 794 721	
【49】	【167】	



表4B 中家売券の内容分布（合計数のみ）

各区分ごと の文書総数	本文中宛名				半書札体		書札体		各時期 の文書 総数			
	敬称なし	敬称あり	敬称不明	敬称なし	敬称あり	奥上	奥					
14世紀前半			1	1					2			
14世紀後半									1			
15世紀前半									7			
15世紀後半									30			
16世紀前半		12		40	31		7	9	581			
16世紀後半				1					21			
17世紀前半			1			133	7	30	42			
17世紀後半						7			5			
各区分ごと の文書総数	16	16	1	65	32	79	521	14	1	11	99	855

(注1) 文書番号の出典：『熊取町史』史料編Ⅰ（熊取町、1990年）。

(注2) 中家文書の売券には、①13世紀後半のもの、②18世紀前半とそれ以降のもの、③半書札体で敬称が不明のもの、ならびに④書札体で敬称が不明のものは、それぞれ1通もないので、本表からこれらの項目を省いた。

(注3) 売券総数860通のうち、受取人記載が不明な5通を除いた。その結果、本表の文書総数は855通となる。

この表4Bをみると、一七世紀前半に全文書四九通のうち四二通、全体のおよそ八六％が書札体の売券となる。後述するように他の問題点もあるが、和泉国中家文書でも一七世紀には売券が書札化するといえよう。

### 中家売券の書札体化

一七世紀における書札体売券のはじまりとなった文書を紹介する。

史料2 一六〇一（慶長六）年衛門三郎田地永代売券（中家文書近世編

5 売券・借用証文五八号）

永代売渡申田地之□<sup>（印）</sup>「」一ツ（※所在地・四至など省略）

右件田地ハ熊取御門村衛門三郎下地たりといへ共、今やうくある  
 二仍□□<sup>（印）</sup>二斗うりわたし申候、実正明白也、もし天下一道之とくせ  
 へ行候共、いらんのとともから間敷者也、仍為後日証文上如件

慶長六年 十二月四日

出口 衛門三郎（略押）  
 出口 衛門太郎（略押）  
 出口 宮内太郎（略押）  
 出口 衛門太郎（略押）

中左近太郎殿  
まいる

売券と借用状

この点に関連して、中家でも二三通の借用状が残されている。

これは、一六〇一（慶長六）年の御門村衛門三郎が中左近太郎に田地を永代売買した売券である。前述したようにこの文書以後、一七世紀前半では書札体の売券が圧倒的になる。この点は、旧稿でみた丹波国山国荘諸家や、前述した近江国井戸村家の事例と類似するものであると言えよう。

表5 中家文書借用状一覧

番号	和暦年月日	西暦	文書名	文書番号	差出	受取	受取人様式	敬称	書出文言
1	明応2年9月21日	1493	大夫二郎借状	42	かり(借) 主大夫二郎(略押)	(奥) かし(貸) 主氏神中 なり	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	有	しちもつ(質物)にさし申田地之事
2	永正9年9月日	1512	中新四郎吉貞借米状	104	中新四郎吉貞(花押)	(本文) 蔵本いねい房・ (端裏書) 菩提合いねい房進之候 不明(記載なし。ただし端裏書に「中左近殿へ」とある)	宛名は本文中のみ	有	かり(借) 申候借米之事
3	享祿4年3月7日	1531	中貞吉借用証文	216	中四郎兵へ(衛) 貞吉(花押)		不明(記載なし)	不明	なし
4	天文11年12月10日	1542	千口(木偏に菊) 金子預り証文	411	千口(木偏に菊)(略押)	(奥上) 定新院参る	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	有	なし
5	天文15年2月6日	1546	寺子左衛門尉屋敷預状	481	寺子左衛門尉国(花押) 御明	(奥上) 河合くすかミ衛門尉殿まいる	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	有	あつけ(預) 申上のかいと(垣内) 屋敷の事
6	天文15年12月22日	1546	唐池新五郎米預状	528	口入熊取中左(近脱) 殿・五郎二郎の(略押) あつかり人カライケ新五郎(略押)	(本文) ねころ(根来) 菩提合ノ上し伊ン(成真院) へ・(奥) 此御米之あつけ人ハ上し伊ン(成真院)	宛名は本文中のみ(欠字)	不明	あつかり(預) 申御米之事
7	天文20年12月27日	1551	北テ彦五郎米借用状	684	かりぬし(借主) 北テ彦五郎(略押)	(奥上) かしぬし(貸主) 八根来寺成真院	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	無	借用申米之事
8	天文21年1月日	1552	むく太郎等連署料足借用状	688	むく太郎(筆軸印) ほか15名署判略	(奥上) あつけ(預) 人ちやうしいん(成真院) くろさき方あつかり	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	有	あつかり(預) 申れうそく(料足) 之事

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9
享保10年10月11日	享保9年12月晦日	享保6年12月21日	享保4年12月27日	寛永15年12月18日	寛永12年7月2日	寛永4年12月朔日	寛永1年12月27日	慶長11年12月21日	天正7年12月21日	元亀3年3月24日	永禄2年12月吉日	天文24年2月10日	天文21年12月吉日
1725	1724	1721	1719	1638	1635	1627	1624	1606	1579	1572	1559	1555	1552
中村多右衛門銀子借用証文	源兵衛借用銀子年賦証文案	堺和泉屋甚右衛門銀子預り証文	中四郎兵衛銀子預り証文	塔原村三右衛門等連署蔵米借用証文	あわノ升屋藤左衛門尉銀子借用証文	熊取谷惣中連署蔵米借用証文	下高田村左近四郎他連署蔵米借用証文	朝社村久三借用証文	大窪又三郎米借用状	六郎二郎米借用状	天源左衛門尉郡栄米錢借用状	伊重等連署米錢借用状	根来寺円蔵院長管米借用状
k143	k142	k141	k140	k100	k96	k87	k84	k64	802	790	741	714	701
中村多右衛門(印)	借り主源兵衛、ほか加判人4名の署略	堺和泉屋甚右衛門(印)	中四郎兵衛(印)	塔原村三右衛門(略押)、ほか口入人3名の署判略	あわノ升や(屋)藤左衛門尉(花押)(印)	泉州日根郡熊取谷中大くほ(窪)村西左近四郎(略押)、ほか31名の署判略	下高田村左近四郎(略押)、ほか4名の署判略	売主アサシロ(朝社)村久三(略押)・口入同刑部三(略押)	大クホ(窪)又三郎(筆軸印)	六郎二郎(略押)・口入宗二郎(略押)	天源左衛門尉郡栄(花押)	伊重(花押)、他4名署判略	菩提七番円蔵院長管(花押)
(奥上)熊取中左近殿	(奥上)広瀬忠之丞様・西村五右衛門様	(奥上)熊取谷中左近殿	(奥上)中左近殿	(奥上)中左近様	(奥上)中左近様	(奥上)中左近殿まいる	(奥上)中左近殿まいる	(奥上)中左近殿	(奥上)中左近殿まいる	(奥上)成真院まいる	(奥上)菩提(谷脱)成真院まいる	(奥上)熊取中左近殿口入、上新(成真)院まいる	(奥上)成真院まいる御同宿中
書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)	書札体(受取人記載は奥の宛名のみ)
有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
覚	年賦証文	預り申銀子之事	預り申銀子之事	預かり申御蔵米之事	借用申良子(銀子)之事	借用申御蔵米之事	借用申御蔵米之事	しち(質)物入申田地池之事	かり(借)申米之事	借用申御米事	借用申料足并米事	借用申米錢事	借用申御米事

表5によると、中家に伝来する借用状二二通のうち、一九通が書札体である。前述した井戸村家と同様、書札体の借用状が中家売券の書札体化に影響を与えているものとみられる。

### 中家文書の大多数を占める半書札体売券

ところで、中家文書のもう一つの特徴として、半書札体の売券が非常に多いことがあげられる。表4Bを再見すると、売券全八五五通のうち、半書札体のものは六九七通にのぼる。実に全売券のうち、約八二%が半書札体なのである。特に一六世紀、前半の五八一通のうち半書札体が五一六通・八九%、後半の一六七通のうち半書札体は一三六通・八一%となる。一六世紀全体でも、全七四八通のうち、六五二通・八七%という高比率である。

さらに一七世紀後半、文書数が少ないので確定的なことは言えないが、現在伝来する当該期売券一八通のうち、一三通・七二%が半書札体売券である。これは丹波国山国莊諸家の文書や近江国井戸村家文書で一七世紀に書札体売券が多数派を占めると、その後もずっと書札体売券が多数派を占める状況と異なる様相を呈している。

このように中家文書で半書札体売券が多い背景には、何があるのだろうか。そこで、次の四通の売券（史料3〜6）に注目したい。

史料3 一五〇五（永正二）年泉宗房田地永代売券（中家文書中世編八一号）※以下、太字は筆者による。

売渡申田地之事<sup>(券)</sup>泰者（※所在地・四至など省略）

右件田地者、泉宗房之先相<sup>(地)</sup>々伝之地行なりト申、いま要用<sup>(地)</sup>ある仍、

直銭二貫文、永大クホ西左近方へ売渡申処、実正明白也、然上八天

下一同之徳政行候共、此下地ヲキテ違乱あるま敷候、後日状如件

乙 永正二年 四月六日 口入当内

売テ泉宗（略押）

### 持明院<sup>参</sup>

史料4 一五三一（享祿四）年瓦屋村衛門太郎田地永代売券（中家文書中世編二一八号）

売渡申田地之事（※所在地・四至など省略）

右彼之田者、雖為衛門太郎知行、今依有要用、直銭四貫五百文、限永代三郎二郎方江売渡申事、明白実正也、若天下一同之雖為徳せい、其儀有間敷候、仍後日如件

かわら屋はんとう良西（花押）

享祿四年 九月五日 辛 売主かわら屋 衛門太郎（花押）  
卯 口入かいと衛門（略押）

### 買主御門中左近太郎

史料5 一五四〇（天文九）年大浦村田地永代売券（中家文書中世編三九二号）

売渡申田地放券文之事（※所在地・四至など省略）

右件之田地者、元ハヲウラ村ノ先祖相伝雖為知行、只今依有要用、直米式石五斗七宛、限永代善提谷城真院<sup>(院)</sup>売渡申処、実正明白也、然上者天下一同之御徳政、国新儀雖為非礼、於此田地者、違乱無妨可有知行者也、仍為後日支文<sup>(支)</sup>状如件

天文九年 庚 売主ハヲウラ 村（略押）  
子

### 買主御門中左近殿<sup>参</sup>

史料6 一五四八（天文一七）年大木源次郎田地永代売券（中家文書中世編五七一号）（※端裏書は省略）

永代売渡申新立放券文之事（※所在地・四至など省略）

右件之田地者、元ハ奥衛門方雖為先祖、只今依有要用<sup>七</sup>、大木源次良方より中左近方へ直錢壹貫三百文<sup>上</sup>宛、限永代御門左近方売渡申、実正明白也、然上者雖為天下一同之御徳政、於此田地者、無違乱妨未代可有御知行者也、仍為後日支証明鏡之文書状如件

天文十七年<sup>戊</sup>十二月廿日  
 申 同口入源五郎（略押）  
 源次良（略押）  
 売主大木

買主根来寺菩提谷城真院<sup>成</sup>  
 参

中家は成真院の氏人

史料3〜6は、半書札体売券のうち、本文中に書かれた買主（太字）と宛名に書かれた買主（太字）が異なるものである。このうち、史料5と6の中左近は、根来寺成真院の氏人である<sup>成</sup>。三浦圭一氏によると、中家は根来寺の外護者であり、特に同寺の成真院と深い関係をもっていた。中家はその子孫を成真院の院主などとして送り込み、成真院は中家を媒介として諸種の経済活動をおこなっていた。特に中家は成真院の田畠支配における代官的な役割をしていた。

実質的な買主と名目的な買主

そこから考えると、史料5では、成真院（本文中）が実質的な買主となり、その名目的な所有者を中左近（宛名）にしたものと思われる。また史料6はその逆で、中左近（本文中）が実質的な買主であり、その名目的な所有者を成真院（宛名）にしたものである。

史料3のクホ西左近と根来寺持明院も、中左近と成真院と同様な関係と思われる。また史料4の三郎二郎と中左近太郎の具体的な関係性は不明だが、やはり土地売買の実質的な買主と名目的な買主の間柄を示すものである。

半書札体を選ばせた社会的経済的背景

このような買主側の事情を売券に反映させるのに、半書札体という様式はきわめて都合がよかったものと思われる。中家文書のなかに相当数の半書札体の売券が残された背景には、成真院と中家、持明院と西左近家という根来寺をめぐる地域経済のあり方が反映されていたといえる。

またこの点を敷衍すると、売券の作成やその様式について発言力を持っていたのは、買主であったという事実に行き当たる。このような売券の書きぶりや買主との関連性を示すものは、書札体化した売券からもうかがうことが出来る。

表6 井戸村家の書札体売券に特徴的な書出文言

番号	和暦年月日	西暦	文書名	文書番号	差出	受取	受取人様式	敬称	書出文言
40	慶長17年12月30日	1612	井戸村秀成畠本物返売券	65	井戸村平兵へ（花押）	（奥上）又五郎こけ（後家）へ	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	無	まとはかし申畠之事
42	元和1年2月28日	1615	井戸村兵衛河原本物返売券 写	67	平兵へ在判	（奥上）才藏カおや（親ノ又右衛門所へ）	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	無	まとはかし申河原之事
43	元和2年12月15日	1616	井戸村政俊屋敷本物返売券写	68	井戸村平兵へ政俊判	（奥上）とだ又五郎遣之	書札体（受取人記載は奥上の宛名のみ）	無	まとはかし申屋敷之事

44	元和3年2月18日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	69	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 又八まいる、こ、 二此おして有	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
45	元和3年3月2日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	70	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 孫太郎まいる	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
47	元和3年3月2日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	72	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 孫大郎へ遣候	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
48	元和3年3月2日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	73	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 又右衛門所へ遣あ と書	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
49	元和3年12月27日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	74	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 五郎作所へまいる	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
50	元和3年12月28日	1617	井戸村政俊屋敷本物返売券写	75	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) こうしや(麴屋 カ)まいる	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
51	元和4年2月8日	1618	井戸村政俊屋敷本物返売券写	76	井戸村平兵衛政俊判	(奥上) 介七まいる	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとハかし申屋 敷之事
52	元和8年11月29日	1622	井戸村忠清屋敷本物返売券写	77	井戸村玄祐忠清判	(奥上) 孫六へまいる	書札体(受取人記載 は奥上の宛名のみ)	無	まとわかし申屋 敷之事

### 特徴的な書出文言と買主

表1から、井戸村家の書札体売券に特徴的な書出文言をもつものを抜き出したのが、表6である。既に引用した史料1の「まとハかし申屋之事」という書出文言と同様の「まとわかし」文言をもつ書札体売券が一通ある。

### 売券作成における買主の主導権

ここで注目したいのは受取人と差出人である。受取人は又五郎後家や又右衛門など文書によりまらちまらちであるが、一方差出人は一貫して井戸村平兵衛政俊なのである。従って「まとわかし」という特徴的な文言を使うよう指示したのは井戸村政俊以外には考えられない。

ただこの売券は本物返売券である。したがって井戸村政俊は、この売

券作成当時は買主ではなく売主である。しかし、このように一六一二(慶長一七)年から一六二二(元和八)年までの一一年間、立て続けに年季売をし、また買い戻していることから考えると、当初から井戸村家に買い戻されることを既定のこととしていたのではないだろうか。その点を踏まえると、井戸村家の書札体売券の事例でも、「買主」(買い戻し主)が売券作成の主導権を握っていたことが想定できる。

ただ買い戻しという点で井戸村家の事例は、「買主」に主導権があった事に疑念をはらむ余地がある。その点、次に述べる中家文書の事例では、書札体売券における買主の優位性が明確にうかがえる。

史料7 一五八九(天正一七)年成合宮内売券(中家文書近世編5売券・借用証文二八号)(※端裏書は省略)

うり渡申田地之事(※所在地・四至など省略)

右此下地者成合宮内下地たりといへ共、今用々有二仍、直米壺石三斗ニ永代売渡申事如此候、若天下一同御徳せい行候共、いらんあるましく候

口入トウサカ(略押)

成合宮内(印)

天正拾七年十二月廿六日

中左近殿

まいる

史料7には「うり渡申田地之事」という書出文言がある。ここには通

例みられない「地」という異体字がみられる。この字は「地」を意味して

いたであろうことが、本文の記載からもうかがわれる。

表7 中家の書札体売券に特徴的な書出文言

番号	和暦年月日	西暦	文書名	文書番号	差出	受取	受取人様式	敬称	書出文言
771	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k34	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
770	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k33	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
769	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k32	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
768	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k31	口入トウサカ(筆軸印)・成合宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
767	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k30	口入トウサカ(筆軸印)・成合宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
766	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k29	口入トウサカ(筆軸印)・成合宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	売渡申田地之事
765	天正17年12月26日	1589	成合宮内田地永代売券	k28	口入トウサカ(略押)・成合宮内(印)	(奥上) 中左近殿まいる	書札体(奥上)	有	うり(売) 渡申田地之事

780	779	778	774	773	772
天正17年12月吉日	天正17年12月吉日	天正17年12月吉日	天正17年12月26日	天正17年12月26日	天正17年12月26日
1589	1589	1589	1589	1589	1589
トウサカ成合左近五郎田地永代売券	トウサカ成合左近五郎田地永代売券	トウサカ成合左近五郎田地永代売券	成合宮内田地永代売券	成合宮内田地永代売券	成合宮内田地永代売券
k44	k43	k42	k37	k36	k35
口入宮内(印)・トウサカ成合左近五郎(略押)	口入宮内(印)・トウサカ成合左近五郎(略押)	口入宮内(印)・トウサカ成合左近五郎(略押)	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)	口入トウサカ(筆軸印)・宮内(印)
(奥上) 中左近殿まいる	(奥上) 中左近殿まいる	(奥上) 中左近殿まいる	(奥上) 中左近殿まいる	(奥上) 中左近殿まいる	(奥上) 中左近殿まいる
書札体(奥上)	書札体(奥上)	書札体(奥上)	書札体(奥上)	書札体(奥上)	書札体(奥上)
有	有	有	有	有	有
売渡申田地之事	売渡申田地之事	売渡申田地之事	売渡申田地之事	売渡申田地之事	売渡申田地之事

表7には、史料1と同様の書出文言をもつ中家の書札体売券を、一三三  
通示した。これによると売券の差出人は成合宮内とトウサカ成合左近五  
郎の二人であるが、受取人は一貫して中左近なのである。この事から、  
中家文書の書札体売券においても買主が売券作成の主導権を握っていた  
ことが明確にうかがえる。

### おわりに

本稿では、旧稿の丹波国山国荘諸家につづいて、近江国井戸村家文  
書・和泉国中家文書における売券の書札体化について考察してきた。

丹波国山国荘諸家では一七世紀の百年間を通して、売券が書札体になっ  
ていく状況がみられた。それに対して近江国・和泉国では一七世紀  
初頭には売券が書札体化しており、丹波国よりも若干早く変化がみられ  
た。ただいづれにしても、一七世紀が売券書札体化の転換点であること  
には違いない。

また本稿では、売券の書札体化に対して、既に書札体化していた借用

状が影響を与えていた可能性も指摘した。

ただ和泉国の事例では、一六世紀に膨大な数の半書札体の売券が作成  
され、同世紀後半には再び半書札体売券の数が書札体を上回っている可  
能性もうかがえた。この背景には半書札体の売券を必要とする、根来寺  
周辺の地域的な経済事情があった。さらにまた、その遠因として売券作  
成の主導権が買主にあることも指摘した。

今後、中近世移行期村落における売券書札体化の事例について考察  
を深めたい。

### 注

(1) 蘭部「売券の変遷と地域社会」(坂田聡編『古文書の伝来と歴史  
の創造―由緒論から読み解く山国文書の世界―』、高志書院、  
二〇二〇年)。

(2) 中間層である小領主のうち、上層の領主と被官関係を持つ者を「地  
侍」、被官関係を持たない者を「土豪」と、筆者は規定している。  
ただし中間層が被官関係を持っているかどうかを史料上で確認す

ることは難しいので、地侍も土豪も一括して小領主と呼んでいる  
(菌部『日本中世村落文書の研究―村落定書と署判―』、小さ  
子社、二〇一八年、序章注2)。

(3)『史料纂集 古文書編 井戸村家文書』第一・第二(八木書店、二〇  
二〇年)。

(4)須磨千穎「借書」(『国史大辞典』七卷、吉川弘文館、一九八六年)。

(5)『熊取町史』史料編1(熊取町、一九九〇年)。

(6)三浦圭一「根来寺と和泉熊取の中家」(同『中世民衆生活史の研  
究』、思文閣出版、一九八一年、初出一九八〇年)。